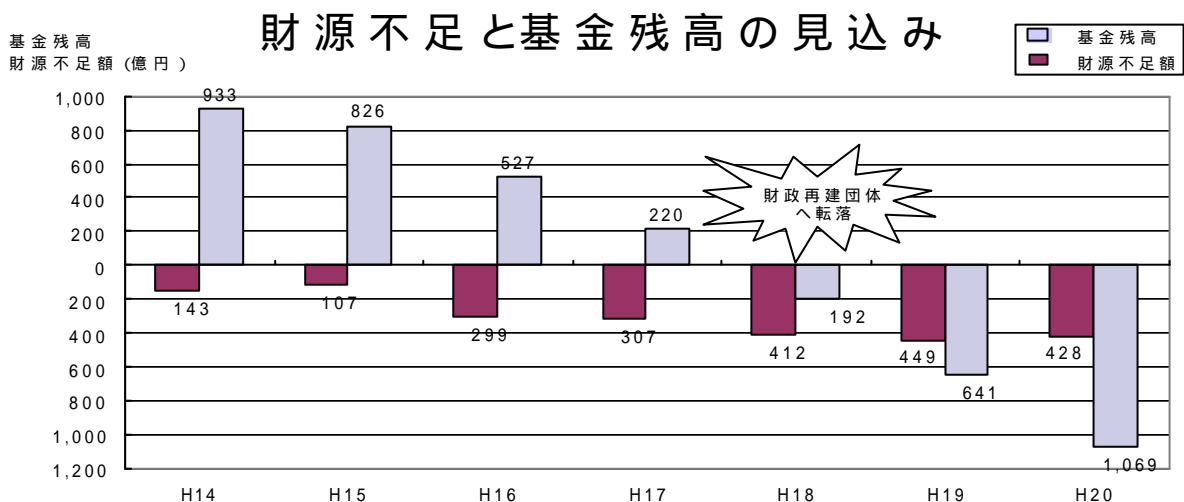
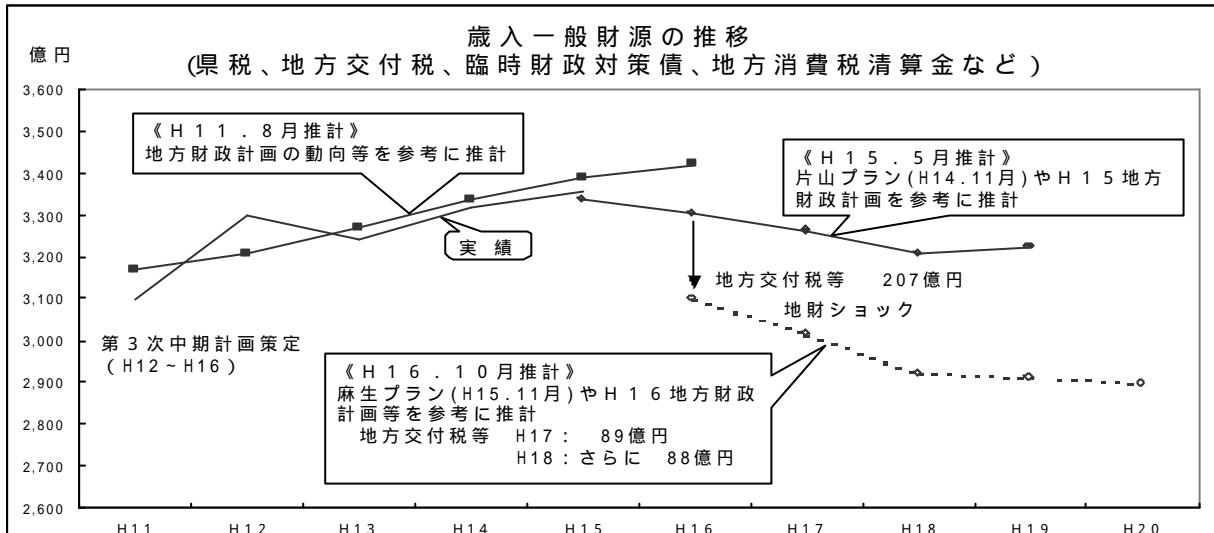


4 今後の見通し

(1) 中期財政見通しにおける推計

地方財政計画の歳出規模は、今後とも中期的に抑制する方針が示されており、地方交付税は、現時点において、平成16年度と比較して、平成18年度までにさらに170億円程度減少することを想定せざるを得ません。

これを前提とすると、今後の構造的収支不足は450億円程度と見込まれ、このままの状態での財政運営では、平成18年度にも基金が枯渇し、財政再建団体に転落することが危惧される非常事態となっています。



(2) 財政悪化の要因

これまでの分析から、本県財政がここ数年のうちに財政再建団体転落が危惧されるまでに悪化した要因は、下記のとおり考えることができます。

いわゆるバブル経済の崩壊以降、長期にわたる我が国の景気低迷を受け、国・地方あわせて公共投資や減税等の経済対策を行いましたが、期待したように景気回復(=税収増)に繋がらず、国・地方を通じた厳しい財政状況が続く中で、本県においても、近年県税や地方交付税などの一般財源が大幅に減少してきたこと

特に、平成16年度の地方財政対策を受けて、本県財政の生命線である地方交付税が大幅に削減され(いわゆる地財ショック)、今後も国の三位一体の改革の進行に伴って地方交付税の減少が見込まれること

国の経済対策を背景に、これまで遅れていた道路整備など社会資本の整備や県勢の発展に資する戦略的なプロジェクトの推進に積極的に取り組んできましたが、こうした投資的経費を本県の財政力からすれば高い水準で維持してきたことに伴い、公債費や施設の維持管理費が増大してきたこと

(3)財政再建団体

財政再建団体となった場合、国の管理下で「財政再建計画」に沿った予算編成が義務付けられ、県独自の政策決定など、自主的な行財政運営ができなくなり、いわば「地方自治の放棄」ともいふべき事態に陥ります。

地方財政再建特別措置法に基づく財政再建制度の概要

標準財政規模の5%を超える赤字決算となった場合、法に基づく「財政再建団体」とならなければ、公共事業等に充当する県債の発行ができなくなります。

[本県の場合、約120億円以上の赤字決算で該当]

「自主再建」を選択することも可能ですが、国直轄事業を除く公共事業、高校整備などの単独事業、また財政健全化債による資金手当ができなくなるため、事実上、行財政運営が不可能となってしまいます。このため、「財政再建団体」となって国の管理下に置かれる以外に選択肢はありません。

「財政再建団体」となると、国の承認を受けた「財政再建計画」に基づき、概ね7年以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するよう財政再建に取り組むこととなります。

本県は、過去昭和29年度・30年度に赤字決算を余儀なくされ、法定再建か自主再建かの岐路に立たされましたが、自主再建を選択し、景気回復による税収増により昭和31年度で累積赤字を一掃することができました。当時、地方財政は極度に窮乏し、昭和30年度は36府県で赤字決算を余儀なくされ、18府県が国から財政再建団体の承認を得ていました。

< 計画作成の主な基準 >

【歳入】 県 税：超過課税、徴収成績の向上、滞納整理の強化

使用料：施設使用料等の値上げ

【歳出】 人件費：給与水準の是正、定期昇給延伸、定数削減

補助金等：総務大臣の同意、支出効果の面から再検討

建設事業：充て可能な一般財源（経常経費に優先充当）を考慮し、特に重要なもののみを実施

過去に財政再建団体になった地方団体

昭和32年以降に財政再建団体となった地方団体は、全部で288団体ありますが、そのうち都道府県は、青森県と和歌山県の2県のみです。

・青森県（昭和32～36年度までの5年間）

（原因）産業基盤が脆弱で自主財源が少ない上に、国の財源措置が不十分であったこと、他団体に比較し職員数が多く、人件費の膨張を招いたこと、税の徴収率が極端に悪いことなどによる。

・和歌山県（昭和35～37年度までの3年間）

（原因）昭和28年度の大水害による復旧・改良工事により、人件費、災害復旧事業費及び公債費の増加を招いたことによる。

また、直近の例では、福岡県赤池町の事例があります。

（原因）昭和40年代以降のエネルギー政策の転換に伴う石炭産業の崩壊による人口流出などに対応するため、炭坑に代わる産業として企業誘致を行うため、土地開発公社が先行取得した約30haの土地の価格下落などによる。

財政再建団体となった場合の影響

本県が財政再建団体の要件に該当する大幅な決算赤字を生じた場合、次のように本県経済や県民生活に急激かつ甚大な影響を及ぼすことになります。

県債の発行が原則として停止されるため、県債を財源として行っている道路、県立学校校舎などの建設事業もストップせざるを得ません。

例えば、30人学級や乳幼児医療費の助成制度など、本県が教育、医療、福祉の分野などで国の基準に上乘せして独自で行っている県単独施策もストップせざるを得ません。

義務的経費の中でも県債の償還費が最優先されますので、県職員の人件費についても、大幅な給与カットはもちろん、地方公務員法で規定されているいわゆる整理退職の実施まで余儀なくされることが必至です。

国の定める財政再建制度によらずに、自主的に財政建て直しを行う場合でも、厳しい歳出削減や使用料・手数料の引上げなど県民生活への影響は避けて通れません。

しかし、財政再建団体転落に至るまで財政赤字の拡大を漠然と放置していた場合には、財政再建団体転落により突然に急激な歳出削減や大幅な県民負担増を強いられ、県民生活に大きな混乱をもたらすこととなります。

したがって、県の今後の財政収支の動向をあらかじめ的確に見通して、財政再建団体転落を未然に防止するよう、財政改革を着実に進める必要があります。

財政再建制度により国の管理下で財政再建を行う場合には、「鉛筆一本を買うにも国の承認が必要」と言われるほど強い国のコントロール下で県債の償還を最優先した財政運営を行うこととなります。国の統制・命令に頼って歳出削減を行う方が財政再建が円滑に進むのではないかという意見も聞かれますが、財政再建団体転落を甘受することは、自ら自己管理・自己統治の能力を否定することを意味し、「地方自治の放棄」ともいうべきものです。

歳出の是非の判断を国に委ねるのではなく、県自らが地方自治体として自らの判断で歳出の優先順位を決定し、県の未来へ向けた最小限の投資は確保していかなければなりません。そのためにも、財政再建団体への転落は何としてでも避けなければなりません。